

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年8月7日

長崎県知事 平田 研

1 競争入札に付する事項

高齢社会総合対策広報業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

長崎県内に本店又は支店等を置くものであること

申請書の提出期限の日から過去3年以内において、当該業務と類似する業務の履行実績があること

4 競争入札参加者の資格及びその審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和8年8月24日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、下記に示す長崎県警察のホームページから入手することもできる。

アドレス：<https://www.police.pref.nagasaki.jp/>

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

ア 誓約書

イ 営業概要書

ウ 委任状

エ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書

ク （都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

コ 印鑑届（様式第2号）

サ 口座振替申込書（様式第3号）

シ 申請書の提出期限の日から過去3年以内において、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）

※ウについて、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。

(3) 申請書の交付及び提出場所

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課調度係

（電話）095-820-0110

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

10 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

11 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。